

「学校におけるスマホ等の取扱い」に関する指導指針

平成21年 2月26日 策定

令和 2年12月24日 一部改訂

津山市教育委員会

1 学校における携帯電話やスマートフォン（以下「スマホ等」という。）の取扱いについて

学校への児童生徒のスマホ等の持込は原則として認めない。

- ① スマホ等は、学校における教育活動には必要ない物との判断により、学校への児童生徒のスマホ等の持込みは原則として認めない。
- ② 例えば、GPS機能による通学時の居場所確認、下校時に塾に寄った際の連絡手段等、こどもの安全に関する理由があれば、保護者からの申請により、一定の理由・事情に限って、持込みを許可する場合もあり得る。
- ③ 持込みを許可する場合についても、学校に児童生徒がいる間は、保護者から緊急の連絡先がある際にも、学校に連絡すればよいことから、校内での使用は禁止する。また、学校での教育活動に支障がないように配慮すること。

以上に示す指針に沿って、各校は、学校におけるスマホ等の取扱いに関して、学校や地域の実情も踏まえながら、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒への指導を行うこと。

2 学校における情報モラル教育の徹底について

学校において情報モラルをしっかりと教え、情報モラルを身に付けさせること。

- ① スマホ等の取扱いについては、校内への持込みの禁止や使用禁止を実施するだけでは、児童生徒をネット上のいじめ・トラブルやインターネット上の有害情報等から守ることはできないことから、学校におけるより一層の情報モラル教育の充実に取り組むこと。その際、一方的に説明するのではなく、主体的な学びとなるよう工夫をすること。
- ② 「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていくこと。

3 学校・家庭・地域の連携について

スマホ等の問題については、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し連携して取り組むこと。

- ① 児童生徒のスマホ等の所持については、保護者の責任で行われるものであり、保護者がその必要性・危険性について子どもとしっかり話し合い、必要がない限り所持させないようにすること。
- ② 学校や家庭では、学習時間や睡眠時間が減少する等の悪影響を考え、スマホ等を長時間使用しないように指導をすること。
- ③ 学校は、家庭でのスマホ等の使用に関するルールづくりやフィルタリングの利用等、スマホ等の利用に係る危険性や対応策について、家庭・地域への啓発に努め、学校・家庭・地域が連携しスマホ等の問題に取り組むこと。